

重要事項説明書（訪問看護・介護予防訪問看護・医療保険・労災保険 共通）

(2024 年 6 月 1 日改定実施版)

1. 事業所の概要

事業所名	医療法人社団三喜会 鶴巻訪問看護ステーションあしがら
所在地	神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 1321-1
事業者指定番号	(介護) 1461490002 (医療) 149, 000, 2
管理者	石田 千明
連絡先	0 4 6 5－8 3－8 2 0 0
通常のサービス提供地域	大井町・松田町・山北町・開成町・中井町・南足柄市・小田原市 (下大井・成田・栢山・鬼柳・曾比・上曾我・曾我大沢・桑原・ 曾我原・千代)
併設サービス	居宅介護支援

2. 事業所の職員体制 (2021 年 10 月 1 日現在)

職 種	従事するサービス種類・業務	人 員
管理者	事業所の従事者・業務の管理	1 名
看護職員	訪問看護師	6 名以上
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	3 名以上

3. 営業時間

区 分	月曜日～土曜日	日曜日
営業時間	9：00～17：30	休み

(注) 年末年始 (12／30～1／3) は休日扱いとなります。

4. サービス利用料及び利用者負担

料金については別紙料金表の通りです。

5. 相談窓口、苦情・事故対応

1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当ステーション お客様相談窓口	電話	0 4 6 5 (8 3) 8 2 0 0
	F A X	0 4 6 5 (8 3) 8 2 0 1
	管理者	石田 千明
	対応時間	9：00～17：30

2) 次の公的機関においても苦情申し出ができます。

(介護)

小田原市高齢介護課	電話	0 4 6 5 (3 3) 1 8 2 7
南足柄市高齢介護課	電話	0 4 6 5 (7 3) 8 0 5 7
大井町福祉課	電話	0 4 6 5 (8 3) 8 0 2 4
松田町福祉課	電話	0 4 6 5 (8 3) 1 2 2 6
山北町保険健康課	電話	0 4 6 5 (7 5) 3 6 4 2
開成町福祉介護課	電話	0 4 6 5 (8 4) 0 3 1 6
中井町健康課	電話	0 4 6 5 (8 1) 5 5 4 6
	対応時間	8：30～17：15
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係	電 話	0 4 5－3 2 9－3 4 4 7
	受付時間	8：30～17：15
		(土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く)

(医療)

小田原市役所福祉健康部保険課	電話	0 4 6 5 (3 3) 1 8 4 3
南足柄市役所保険年金課	電話	0 4 6 5 (7 3) 8 0 2 0
大井町町民課	電話	0 4 6 5 (8 5) 5 0 0 7
松田町町民課	電話	0 4 6 5 (8 3) 1 2 2 5
山北町健康福祉課	電話	0 4 6 5 (7 5) 3 6 4 4
開成町保険健康課	電話	0 4 6 5 (8 4) 0 3 2 0
中井町町民課医療班	電話	0 4 6 5 (8 1) 1 1 1 4
	対応時間	8：30～17：15

神奈川県医療安全相談センター	電話	0 4 5 (2 1 0) 4 8 9 5
	F A X	0 4 5 (6 6 2) 7 9 0 4
	対応時間	10～12 時・13～15 時
		(土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)

6. 緊急時の対応

事業者は、サービス提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合、速やかに主治医又は医療機関等に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

7. 秘密保持

従業員及び従業者であった者は業務上知りえた利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については第三者に漏らすことはありません。

8. 個人情報の取り扱いに関する相談窓口

個人情報管理責任者（管理者）が、相談窓口として対応しております。

9. 研修機会の確保

事業者は全ての看護職員等に対し研修の機会を確保します。

10. 衛生管理等

事業者は職員の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行います。また設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。

11. 事故発生時の対応等

当事業者が行うサービス提供により、損害事故が発生した場合には、速やかにご利用者の家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業者がご利用者に対して提供しましたサービスにより過失責任を負うべき事故(偶発的な事故を除く)が発生した場合には、損害賠償を行います。

12. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待等の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

1) 虐待防止に関する責任者は管理者とする。

2) 虐待を防止するための看護師等に対する研修の実施 (年 1 回)

3) 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果に従業者に周知徹底するものとする。

4) 事業所は、居宅サービス事業者または養護者 (現に養護している家族・親族・同居人等) による虐待が疑われる場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

13. 業務継続計画の策定に関する事項

事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

1) 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

14.感染症に関する事項

事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

15.身体拘束に関する事項

- 1) サービス提供にあたり、利用者等の生命・身体を保護するため「緊急やむを得ない場合」を除き、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。
- 2) 身体的拘束等を行なう場合には、その態様、時間、その際の利用者の心身の状況、ならびに「緊急やむを得ない」理由を記録するものとする。

16. 当社の概要と理念

1) 概 要

名称・法人種別	医療法人社団 三喜会
代 表 者 名	理事長 鈴木 龍太
所 在 地	〒257-0001 神奈川県秦野市鶴巻北1-16-1 電 話 0463 (78) 1311 FAX 0463 (78) 5955
事 業 概 要	病院・老人保健施設・訪問看護・訪問介護・居宅介護支援・訪問診療 グループホーム・デイサービス・小規模多機能・地域包括

2) 理 念

人間のいのちと健康の擁護者としての誇りと使命感をもち、医療機関及び関連諸施設との連携と協力を密にしながら、患者さま・利用者さまとご家族、地域社会、ならびに職員の三者が人間愛に結ばれ、共に生きる幸せを喜び合える良質の保健医療福祉社会を創造する。

